

# 建設工事現場での事故が増えています！

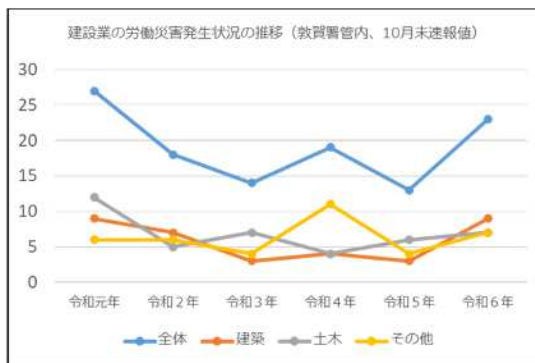
～ あなたの現場は**安全第一**ですか？～

敦賀労働基準監督署管内で発生した建設業の労働災害発生状況は、令和6年10月末速報値で全体で23件発生しており、直近5年間における同時期の状況と比べてみると令和元年に次いで多く発生している状況にあり、特に建築工事での労働災害が多く発生している状況にあります。

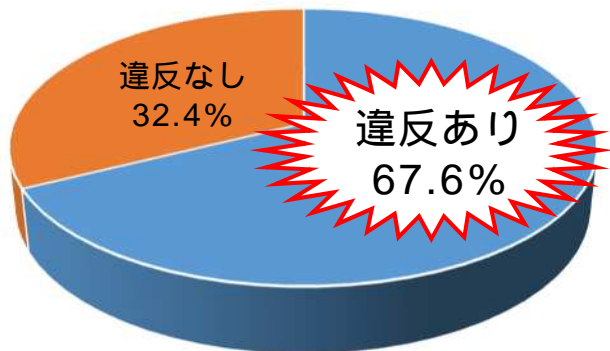
建設業界は、年末から年度末にかけて業務繁忙となり、より災害が発生する傾向がありますので、今一度「**安全第一**」を徹底する必要があります。

つきましては、敦賀労働基準監督署で実施した建設工事現場集中監督指導月間（9月・10月）の結果をとりまとめましたので、現場管理の参考にしてください。

敦賀署管内の建設業の労働災害発生状況を見ると、令和6年10月末速報であるが大きく増加している状況です。



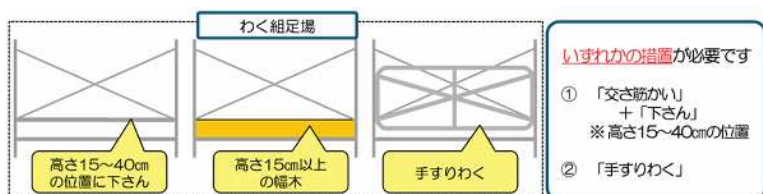
法違反が認められた建設現場の割合（34現場）  
（建設工事現場集中監督指導月間期間のもの）



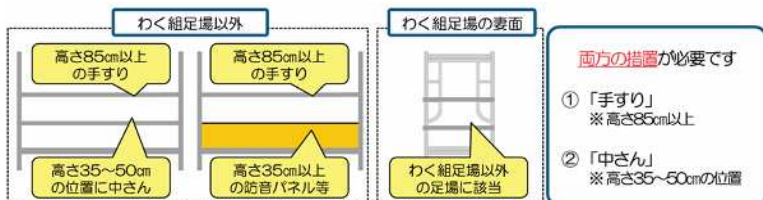
建設工事現場の約7割に法違反が認められ、特に建築工事現場のみでみると約73.9%と約3/4の現場で法違反が認められました。

## 主な安全衛生法違反及び指導事例

### 1 足場の墜落防止措置（手すり、中さん等）が講じられていない（安衛則第563条第1項第3号）

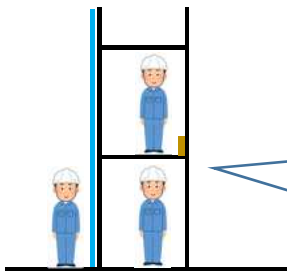


「上さん」（枠組み足場）や「幅木」（枠組み足場以外）の設置でより安全な措置を講じるよう努めましょう。



**ポイント**  
手すりのみの設置では墜落防止措置を講じたことにはなりません！

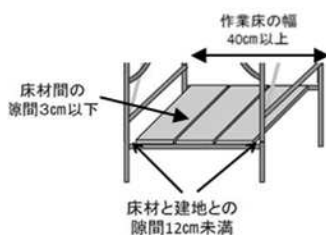
2 足場における物の落下防止措置（幅木等）が講じられていない（安衛則第563条第1項第6号）



ポイント

足場上で上下作業が見込まれる場合は、物体の落下防止措置を講じることが重要です。措置としては、幅木（10cm以上）や垂直・水平ネット等の設置が求められます。

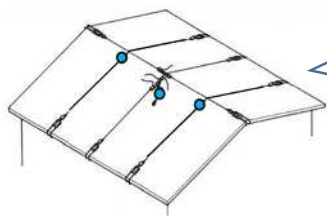
3 足場の作業床で床材と建地との隙間が12cm未満となっていない（安衛則第563条第1項第2号）



ポイント

足場の作業床にも規制があります。作業床幅の40cmは確保されている現場は多いですが、建地と床材や床材間の隙間が開きすぎているものが認められますので、足場の点検時にしっかり確認しましょう！

4 開口部等（足場除く）の墜落防止措置が講じられていない（安衛則第519条第1項・2項）



ポイント

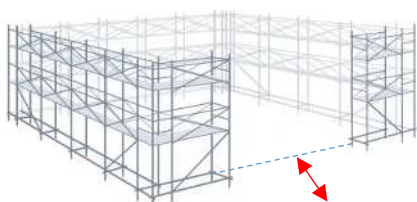
屋根上で作業であっても長期間作業が見込まれる場合は、足場の設置が大前提です。短期間に屋根作業が終了し、屋根端部に足場を設置するより安全面において合理的と考えられる場合は、左図のとおり親綱を設置し、労働者に墜落制止用器具の使用を徹底してください！

ポイント

躯体内部での作業であっても、開口部での作業を行う場合は、墜落防止措置（手すり等）の設置が義務付けられています。特に、木造新築工事現場で躯体内部の昇降部付近（高さ2m以上）での作業がある中で対策が講じられていないことが多いです。



5 十分な幅がある箇所で本足場を使用していない（安衛則第561条の2）  
建地を1本抜いて一側足場と称し、本足場としていない（同上）



建築物（外面）からの距離が1m以上確保できれば本足場を使用しなければいけません！

ポイント

左図のように足場設置のために確保した幅が1m以上ある場合は、本足場を使用することが令和6年4月1日より原則義務付けられました。コスト削減のため一側足場を選択することはできませんので、「**安全第一**」をお願いします！

1mの範囲にはその一部が公道にかかる場合や使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。  
また、障害物の存在、その他の足場を使用する場所の状況により、本足場を使用することが困難なときはこの限りではありません。

右の二次元コードから改正の詳細を確認できます。



6

足場の作業床の最大積載荷重が周知されていない（安衛則第562条第3項）

足場作業床の  
最大積載荷重

250kg

**ポイント**

作業床の最大積載荷重は、足場の種類によって異なります。足場は不特定多数の人が、様々な資材を持って上ることが考えられるため、適切に積載荷重を決定し、関係者に周知しておかなければ大きな事故に繋がるおそれがあります。

7

建物等の解体や改修工事で石綿対策が講じられていない（石綿則関係）



(お知らせ看板)

**ポイント**

建築物や工作物の解体・改修作業を行う場合は、当該建築物等に石綿（アスベスト）が含有されている建材が使用されていたかの調査（事前調査）を実施しなければなりません。本来、石綿の有無がわからなければ、安全作業の検討もできないはずですが、また、一定規模の解体・改修作業を行う工事について、調査結果を報告していなかった（**石綿の有無は関係ありません**）、現場に適切な掲示物を掲示していなかったなどの法違反が認められましたので留意してください。



右の二次元コードから詳細を確認できます。



8

改修工事等の化学物質を使用する現場で化学物質対策が講じられていない



【腐食性】 【どくろ】 【健康有害性】 【感嘆符】



( 建炎防リスク管理マニュアル )

**ポイント**

令和5年4月1日より、化学物質の自律的管理が始まっており、原則、現場で使用するすべての化学物質に対してリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を講じた上で作業を行う必要があります。

「有機溶剤は入っていないから」、「水性塗料を使っているから」ということで対策を講じなくても大丈夫ということはありません！まずは、溶剤等が入っている缶を確認してみてください。左図のマークが記載されていれば要注意です。

建炎防では、新しい化学物質管理の自律的管理の考え方に沿って、実際の建設作業現場における典型的な作業を洗い出し、リスク管理マニュアルの作成がされていますので、当該マニュアルを参考に化学物質管理を行いましょう。

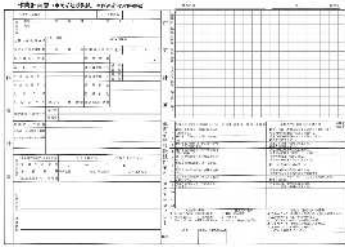
右の二次元コードから詳細を確認できます。





9

車両系建設機械や移動式クレーンの作業計画を作成していない

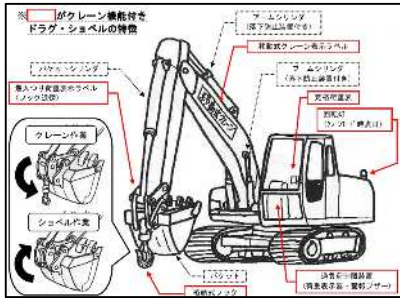


## ポイント

車両系建設用機械や移動式クレーンを使用する際は、**あらかじめ**、作業計画を作成し、当該作業計画に基づいて現場の作業者が安全に作業を行えるよう周知しなければなりません。作業計画を作成する上では、事前に作業を行う上での危険源の特定、リスク低減措置を含めて話し合い作成しましょう。

10

車両系建設機械を用途外で使用している（安衛則第164条第1項）



## ポイント

クレーン機能付きドラグ・ショベルを「クレーンモード」に切り替えず、使用すると各種安全装置が機能せず大変危険です。「クレーンモード」に切り替えて使用するよう徹底してください。なお、「クレーンモード」に切り替えると、旋回スピードが低下する、回転灯が点灯する等外観上でも確認できますので、作業指揮者等がダブルチェックを行いましょう。

11

足場について、設置・変更届を届け出していない（安衛法第88条、安衛則第85条）



## ポイント

高さ10m以上の足場（吊り足場除く。設置期間60日未満は除く。）や型枠支保工（支柱の高さが3.5m以上のものに限る。）を設置する場合は、当該設置工事の30日前に計画届（様式第20号）を労働基準監督署長に届け出なければなりません。また、設置届の届出後に足場等の変更を行った場合も、変更届の届出が必要です。

## 除雪作業時の留意事項について



雪害などの災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合、労働基準法第33条に基づく手続きを行うことで、原則の法定労働時間を延長し、又は法定休日に労働させることができます。この場合、時間外・休日労働に関する協定（36協定）や、時間外・休日労働の上限規制にかかわらず、時間外・休日労働をさせることが可能です。

許可基準等は、令和元年6月7日基監発0607第1号（右下二次元コード参照）を確認ください。

このとき、除雪対応で時間外労働が発生した場合は、33条に基づく届出の有無に関わらず、割増賃金の支払いが必要です。**なお、除雪対応の時間とは、実際に除雪作業を行った時間のみならず、除雪等の対応のために待機している時間も含まれます。**



拘束時間

労働時間

原則、8時間を超えて労働する場合は、時間外手当の支払が必要です。

休憩時間

休憩とは、自由利用が大原則であり、業務から完全に解放されていなければ休憩時間とはなりません。**除雪作業時の待機時間は、業務から完全に解放されているとは言えず労働時間として取り扱う必要があります。**